

新潟市工業振興資金融資要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の中小企業者等が行う設備投資資金の融通を円滑にし、もって本市の工業の振興に寄与することを目的とする融資について、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項第1号又は第2号に規定する者をいう。
 - (2) 融資対象者 次のいずれにも該当する者をいう。
 - ア 既に納期を経過した市税を完納している者
 - イ 金融機関から取引停止処分を受けていない者
 - ウ 新潟県信用保証協会から代位弁済を受け、現に求償債務のある者でないもの及びその連帯保証人でないもの
 - エ 暴力団（新潟市暴力団排除条例（平成24年新潟市条例第61号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第3号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するものでないもの
 - オ 資金を融資することが適当であると市長が認めた者
 - (3) 融資対象物 融資の対象となった土地、建物、構築物及び機械設備をいう。
 - (4) 取扱金融機関 別表第1に定める金融機関をいう。
- 2 前項による用語の定義のほか、資金の区分、融資要件、融資額、利率、融資期間及び返済方法は別表第1に定めるとおりとする。

(融資の方法)

第3条 市長は、工業振興資金融資の運用資金として、取扱金融機関に対し、予算の範囲内の額を預託する。

- 2 取扱金融機関は、前項の規定により預託を受けた額に、2.6倍を乗じて得た額以上の額を融資するものとする。

(融資の申請)

第4条 融資を受けようとする中小企業者等は、融資申請書（別記様式第1号）に別表第2に定める必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 土地取得の場合は、工場等建設用地取得に係る誓約書（別記様式第11号）を提出するものとする。

(融資対象者の認定)

第5条 市長は、前条の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、資金の融資を適当と認める場合は、申請者に融資対象者認定書（別記様式第2号）を交付するとともに、融資協議書（別記様式第3号）により取扱金融機関と協議するものとする。

2 市長は、融資対象者の認定をする場合において、必要があると認めるときは、これに条件を付することができる。

3 市長は、融資対象者ではないとする場合は、申請者にその旨を通知するものとする。
（融資の決定及び実行）

第6条 前条第1項の規定により協議を受けた取扱金融機関は、融資の可否を決定し、その内容について審査結果報告書（別記様式第4号）により市長に報告するとともに、申請者に通知し、融資実行時期について協議のうえ、速やかに融資を実行するものとする。
（操業）

第6条の2 土地取得の場合は、土地取得の日から原則として3年以内に操業を開始するものとする。
（融資対象物等の変更承認）

第7条 第5条第1項の規定により認定を受けた融資対象者が、次の各号の一に該当するときは、融資対象物等の変更承認申請書（別記様式第5号）により、市長の承認を受けなければならない。

- (1) 融資対象物の内容又はこれに係る予算を変更しようとするとき
- (2) 融資対象物への投資を中止しようとするとき

2 市長は、前項の申請書を受理し、その内容を審査のうえ変更の承認をしたときは、融資対象物等の変更承認書（別記様式第6号）により、取扱金融機関に通知するものとする。

3 前項の規定により通知を受けた取扱金融機関は、申請者に通知するとともに、速やかに融資対象物等の変更をするものとする。
（完了報告）

第8条 第6条の規定により融資を受けた者は、融資対象物の取得が完了した場合は、領収書の写し、土地、建物の登記事項証明書等必要な書類を添えて、融資対象物完了届（別記様式第7号）により、速やかに市長に報告するものとする。
（融資実行の報告）

第9条 第6条の規定により融資を実行した取扱金融機関は、その翌月10日までに、融資実行報告書（別記様式第8号）により、市長に報告するものとする。
（期間延長の特例）

第10条 現にこの要綱の規定により資金の融資を受けている者（以下「融資決定者」という。）が、災害その他の理由により、資金の返済が著しく困難となり、市長が必要であると認めたときは、第2条第2項の規定にかかわらず、2年を限度として融資期間を延長することができる。

- 2 融資期間の延長を受けようとする者は、融資期間延長の承認申請書（別記様式第9号）に取扱金融機関の意見書等を添えて、市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、延長の可否について、融資期間延長の承認通知書（別記様式第10号）により、取扱金融機関に通知するものとする。
- 4 前項の規定により通知を受けた取扱金融機関は、申請者に通知するとともに、速やかに当該融資期間を延長するものとする。

（操業の特例）

第10条の2 融資決定者が、災害その他の理由により、操業の開始が著しく困難となり、市長が必要であると認めたときは、第6条の2の規定にかかわらず、両者協議の上、操業までの期間について、2年を限度として新たに設定するものとする。

- 2 操業開始期間の延長を受けようとする者は、操業開始期間延長の承認申請書（別記様式第12号）に取扱金融機関の意見を添えて、市長に提出しなければならない。

（融資の取消し）

第11条 市長は、融資を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合、資金の融資決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により資金の融資を受けた場合
- (2) 資金の融資の内容又はこれに付した条件に違反した場合
- (3) 第2条第1項第2号エに該当しないと認められた場合
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、市長が不相当と認めた場合

- 2 市長は、前項の規定により資金の融資を取り消した場合は、その旨を当該者に通知するとともに、取扱金融機関に対して、その取消しに係る金額に相当する預託額についての返還を命ずることができる。

- 3 市長は、第1項の規定により融資を取り消した場合、違約金を徴収することができる。
徴収する違約金の額は、借入期間中の年度別平均貸付残高の総和に、融資実行時の実効金利から貸付利率を減じたものを乗じて得た額とする。

（再度融資）

第12条 要綱及び要領の規定により当資金の融資を受けた者であって、その融資残額が別表の限度額に達していない者に対しては、その差額について再度融資をすることができる。

（財産の処分の制限）

第13条 融資決定者は、その返済が完了するまでは、融資を受けたことにより取得し、又は効用の増加した土地、建物その他の財産を市長の承認を受けずに融資の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付けし、又は廃止してはならない。

（調査等）

第14条 市長は、融資対象物の内容、使用状況その他必要な事項について調査し、又は

報告させることができる。

(損失負担)

第 15 条 この要綱による融資によって生ずる損失は、取扱金融機関の負担とし市はその責を負わない。

(その他)

第 16 条 この要綱に定めがあるものを除くほか、融資について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 3 年 3 月 25 日から施行し、平成 3 年 4 月 1 日以後の資金の貸付から適用する。

(新潟市工業振興資金貸付要綱の廃止)

2 新潟市工業振興資金貸付要綱（平成 2 年 10 月 22 日施行）は廃止する。

(経過措置)

3 この要綱による廃止前の新潟市工業振興資金貸付要綱の規定に基づいて融資したものについては、この規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成 3 年 11 月 15 日から施行し、この要綱による改正後の新潟市工業振興資金融資要綱の規定は、同日以後の資金の貸付から適用する。

附 則

この要綱は、平成 4 年 4 月 1 日から施行し、この要綱による改正後の新潟市工業振興資金融資要綱の規定は、同日以後の資金の貸付から適用する。

附 則

この要綱は、平成 4 年 11 月 19 日から施行し、この要綱による改正後の新潟市工業振興資金融資要綱の規定は、同日以後の資金の貸付から適用する。

附 則

この要綱は、平成 5 年 4 月 1 日から施行し、この要綱による改正後の新潟市工業振興資金融資要綱の規定は、同日以後の資金の貸付から適用する。

附 則

この要綱は、平成 5 年 10 月 1 日から施行し、この要綱による改正後の新潟市工業振興資金融資要綱の規定は、同日以後の資金の貸付から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成 5 年 12 月 1 日から施行し、この要綱による改正後の新潟市工業振興資金融資要綱の規定は、同日以後の資金の貸付から適用する。

2 別表、融資期間中、据置期間 2 年を 3 年とし、現在据置期間中の者及び今後借入を行う者から適用する。

また、返済が始まり、現在返済中の者でも、1年の範囲内で返済を猶予することができる。

3 前項の規定により、据置期間延長、返済猶予の申請をする者は、別紙様式に従い申請書に金融機関の意見書を添えて、市長に申請するものとする。

4 前2項の規定は、新潟市不況対策特別融資の取扱期間の終了と同時にその効力を失う。

附 則

この要綱は、平成6年3月16日から施行し、この要綱による改正後の新潟市工業振興資金融資要綱の規定は、同日以後の資金の貸付から適用する。

附 則

この要綱は、平成7年6月1日から施行し、この要綱による改正後の新潟市工業振興資金融資要綱の規定は、同日以後の資金の貸付から適用する。

附 則

この要綱は、平成7年9月11日から施行し、この要綱による改正後の新潟市工業振興資金融資要綱の規定は、同日以後の資金の貸付から適用する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行し、この要綱による改正後の新潟市工業振興資金融資要綱の規定は、同日以後の資金の貸付から適用する。

附 則

この要綱は、平成13年5月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行し、この要綱による改正後の新潟市工業振興資金融資要綱の規定は、同日以後の資金の貸付から適用する。

附 則

この要綱は、平成17年3月21日から施行し、この要綱による改正後の新潟市工業振興資金融資要綱の規定は、同日以後の資金の貸付から適用する。

附 則

この要綱は、平成17年9月12日から施行し、この要綱による改正後の新潟市工業振興資金融資要綱の規定は、同日以後の資金の貸付から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年10月1日から施行し、この要綱による改正後の新潟市工業振興資金融資要綱の規定は、同日以後の資金の貸付から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行し、この要綱による改正後の新潟市工業振興資金融資要綱の規定は、同日以後の資金の貸付から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(新潟市工業振興資金融資事務取扱要領の廃止)

2 新潟市工業振興資金融資事務取扱要領（平成 3 年 3 月 25 日制定）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 11 月 1 日から施行し、この要綱による改正後の新潟市工業振興資金融資要綱の規定は、同日以後の資金の貸付から適用する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行し、この要綱による改正後の新潟市工業振興資金融資要綱の規定は、同日以後の資金の貸付から適用する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行し、この要綱による改正後の新潟市工業振興資金融資要綱の規定は、同日以後の資金の貸付から適用する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行し、この要綱による改正後の新潟市工業振興資金融資要綱の規定は、同日以後の資金の貸付から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年 12 月 9 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 8 月 1 日から施行し、この要綱による改正後の新潟市工業振興資金融資要綱の規定は、同日以後の資金の貸付から適用する。

別表第1（第2条関係）

区分	融資対象者・融資要件	融資対象物	融資限度額	利 率	融資期間	返済方法等
工場等 新增設資金	製造業，道路貨物運送業，倉庫業， こん包業を営む中小企業者並びに情報 サービス業，機械設計業及び学術研究 機関を営む者であって，市内に工場等 の新設等を行い，事業を営む者	土地（取得面積 500 ㎡以上。造成 費を含む。） 建物（生産施設等の 面積 150 ㎡以 上。）	必要とする額の 75% 以内の額 （10 万円未満切捨て）で，1 千万円 以上 2 億円以下。	信用保証協会の 保証付 年 1.80% その他 年 2.30% ただし，従業員 5 人以下の会社及び 個人については それぞれ 0.05% 引き下げた利率と する。	12 年以内。 ただし，5 千万 円以下は 7 年以 内。 （うち据置期間 2 年以内を含 む）	取扱金融機関の定めによる。 ※取扱金融機関 株式会社第四北越銀行 株式会社大光銀行 株式会社秋田銀行 株式会社きらやか銀行 株式会社東邦銀行 株式会社北陸銀行 株式会社三菱 UFJ 銀行 株式会社みずほ銀行 新潟信用金庫 三条信用金庫 新発田信用金庫 加茂信用金庫 新潟県信用組合 はばたき信用組合 興栄信用組合 巻信用組合 協栄信用組合 株式会社商工組合中央金庫 新潟県信用農業協同組合連合会
	市内に工場の新設等をする製造業， 道路貨物運送業，倉庫業，こん包業を 営む中小企業者でない者であって，新 設等に伴い雇用者の数が 20 人以上増 加する者	土地に定着した構築 物				
設備近代化資金	市内で製造業，道路貨物運送業， 倉庫業，こん包業を営む中小企業者 であって，設備の導入によって積極 的に近代化を図る者	企業の近代化，又 は合理化に必要な新 鋭機械設備	必要とする額以内の額（10 万円未 満切捨て）で百万円以上 8 千万円以下。 ただし，小規模企業者等設備導入資 金助成法（昭和 31 年法律第 115 号） に基づく設備資金（以下「小規模企業 者等設備資金」という。）の貸付決定 を受けた者は，必要とする額から小規 模企業者等設備資金を差し引いた額 （10 万円未満切捨て）とする。			

備考 1 表中の「新設等」とは，新設のほか，増設及び移設並びに設備の近代化に必要な改築も含む。

2 表中の「生産施設等」とは，製造工程を形成する機械又は装置が設置される建築物及び戸外に設置された機械又は装置の他，直接生産工程と関係のない事務所，倉庫なども含む。

3 土地の場合は，工場等が合法的（都市計画法による開発行為の許可，建築基準法による建築確認等）に建設できる見込みがないときは融資対象とならない。

- 4 企業全体では製造、道路貨物運送、倉庫業、こん包業、情報サービス、機械設計、学術研究部門以外の部門が多い企業であっても、それらを営む事業所（以下「工場等」という。）を新增設する場合は、当資金の対象とする。
- 5 表中の「建物」とは、製造業の場合は、事業を営むうえで通常必要とする工場、事務所及び付属建物をいい、道路貨物運送、倉庫業、こん包業、情報サービス業、機械設計業及び学術研究機関の場合は、事業を営むうえで通常必要とする事務所及び付属建物をいう。
- 6 表中の「構築物」とは、門、柵、塀、排水施設、舗装及びその他工場等に通常必要な構造物をいい、工場等が立地に際し、新設又は改良を義務付けられた公共溝渠等も含むものとする。
- 7 表中の「雇用者の数が20人以上増加する」とは、対象事業所の新增設に伴う市内における当該企業の雇用者数の増加をいい、当該企業の他市町村所在事業所からの雇用者の移動による増加も含むものとする。

別表第 2（第 4 条関係）

区分	必要添付書類
共通	1 最近の決算状況を明らかにした書類 2 市税の納税証明書（新潟市の制度提出用） 3 第 2 条第 1 項第 2 号エに該当することを誓約する書面
土地	1 土地に関する権利を証する書類 2 土地を取得することが明らかとなる書面 （土地の売買契約書，売り渡し予定証明書等） 3 土地の付近見取図 4 土地のみ先行取得の場合，工場等建設用地取得に係る誓約書
建物・構築物	1 工場等建設用地の権利を証する書類 2 見積書又は契約書の写し 3 工場等の敷地内配置図，平面図，機械等の配置図，工事予定表等 4 工場等の付近見取図
機械設備	1 見積書の写し又は契約書の写し，若しくは請書の写し 2 カタログ，仕様書又は図面等 3 小規模企業者等設備資金貸付対象の場合，貸付決定通知の写し，貸付 明細書の写し

年 月 日

（宛先）新潟市長

住所（所在地）
商号（法人名）
氏名（代表者名） 印
電話番号

融資申請書

新潟市工業振興資金融資要綱に基づき、下記のとおり融資を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

融 資 希望額	千円	融 資 区 分	☐ 工場等新增設資金 ☐ 設備近代化資金
資金の 使 途	※ 申請に係る全体計画は、別紙記載のとおり。	取 扱 金融機関	銀行 支店
		融 資 希望期間	年 月 日から 年 月 日まで
		据置期間	か月
		返 済 方 法	☐ 毎月元金均等返済 ☐ その他 ()
業 種	業		

(様式第 1 号の 2 / 4 面)

事業概要及び資金調達計画書

1 事業概要

(工場等新增設資金)

区 分	用 途 等		面積等	単 価	金 額	購入先
土 地	☐ 工場 ☐ 事務所 ☐ その他	所在地	m ²	円	円	
				小 計 ①		
建 物 構築物				m ²	円	円
			小 計 ②			
				計 ①＋②	円	

(設備近代化資金)

導 入 に よ る 効 果					
	機 械 設 備	仕 様	単 価	金 額	購 入 先
	計 ③				

(様式第1号の3/4面)

2 融資限度額

工場等新增設資金		設備近代化資金	
土地 ①×75%	円		円
建物・構築物 ②×75%		10万未満切捨額 (B)	
計		小規模企業者等設備資金決定額 (C)	
10万未満切捨額 (A)	00,000	(B) - (C) = (D)	
融資限度額 (A)と2億円を比較して 何れか少ない額	00,000	融資限度額 (D)と8千万円を比較して 何れか少ない額	

3 資金調達計画

項 目		金 額 (円)
借 入 金	新潟市工業振興資金融資希望額	
	新潟市工業振興資金以外の公的融資の利用 ☐ 小規模企業者等設備資金 ☐ その他 国(制度名) 県(制度名) 市(制度名)	
	金融機関	金融機関名 ()
		金融機関名 ()
		小 計
	その他 ()	
借 入 金 計 ④		
自 己 資 金	増資(予定時期 年 月 日)	
	手許資金からの充当	
	資産処分等 (処分資産名)	
自 己 資 金 計 ⑤		
合 計 ④+⑤ (①+② 又は ③に一致)		

(様式第 1 号の 4 / 4 面)

区 分	必要添付書類
共 通	1 最近の決算状況を明らかにした書類 2 市税の納税証明書（新潟市の制度提出用） 3 暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書

区 分	必要添付書類
☐ 土 地	1 土地に関する権利を証する書類 2 土地を取得することが明らかとなる書面 （土地の売買契約書，売り渡し予定証明書等） 3 土地の付近見取図 4 土地のみ先行取得の場合，工場等建設用地取得に係る誓約書
☐ 建物・構築物	1 工場等建設用地の権利を証する書類 2 見積書又は契約書の写し 3 工場等の敷地内配置図，平面図，機械等の配置図，工事予定表等 4 工場等の付近見取図
☐ 機械設備	1 見積書の写し又は契約書の写し，若しくは請書の写し 2 カタログ，仕様書又は図面等 3 小規模企業者等設備資金貸付対象の場合，貸付決定通知の写し，貸付 明細書の写し

様式第2号（第5条関係）

新 第 号の2
年 月 日

様

新潟市長
(担当)

融資対象者認定書

年 月 日付けで申請のありました新潟市工業振興資金については、融資要綱に基づく審査の結果、下記の条件で融資対象者と認定します。

記

- 1 融資区分 ☐ 工場等新增設資金
☐ 設備近代化資金
- 2 融資対象物
- 3 融資限度額 千円
- 4 取扱金融機関
- 5 融資要件 取扱金融機関の審査により、融資が適当と認められること

新 第 号の 3
年 月 日

様

新潟市長
(担当)

融資協議書

年 月 日付けで新潟市工業振興資金の融資対象者認定申請がありました
が、融資対象者と認定したので、融資の可否について協議します。

記

- 1 融資区分

☐ 工場等新增設資金
☐ 設備近代化資金
- 2 融資対象者

住所（所在地）

商号（法人名）

氏名（代表者名）
- 3 融資対象物
- 4 融資限度額

千円
- 5 融資要件

取扱金融機関の審査により、融資が適当と認められること

年 月 日

（宛先）新潟市長

取扱金融機関名

（担当者名 ）

審査結果報告書

年 月 日付け新 第 号の 3 で融資の協議がありました新潟市工業振興資金について、下記のとおり報告します。

記

1 融資区分	☐ 工場等新增設資金 ☐ 設備近代化資金
2 融資対象者	住所（所在地） 商号（法人名） 氏名（代表者名）
3 融資対象物	
4 融資限度額	千円
上記の融資については ☐ 融資を適当と認めます ☐ 融資を否決します	
融資実行予定年月日 年 月 日	
融資予定額 千円	

年 月 日

（宛先）新潟市長

住所（所在地）
商号（法人名）
氏名（代表者名） 印
電話番号

融資対象物等の変更承認申請書

年 月 日付け新 第 号の 2 により，新潟市工業振興資金の融資対象者として認定を受けましたが，下記のとおり融資対象物等の変更について承認を受けたいので，関係書類を添えて申請します。

記

区 分	認定内容	変更申請事項
取扱金融機関名		
融資対象物		
融資希望額	千円	千円
融資希望期間	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで
変更理由		

※ 事業の現状，見通し，資金計画等を添付のこと。

新 第 号の 2
年 月 日

様

新潟市長
(担当)

融資対象物等の変更承認書

年 月 日付け新 第 号の 3 により融資の協議をした工業振興
資金融資について、 年 月 日付けで融資対象物等の変更について申請があ
りましたが、申請どおり承認しますので、通知します。

記

融 資 対象者	住所（所在地） 商号（法人名） 氏名（代表者名）	区 分	☐ 工 場 等 新 増 設 ☐ 設備近代化
区 分	認定内容	変更承認事項	
取扱金融機関名			
融資対象物			
融資限度額	千円	千円	
融資期間期間	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで	
承認条件等			

様式第7号（第8条関係）

年 月 日

（宛先）新潟市長

住所（所在地）

商号（法人名）

氏名（代表者名）

印

電話番号

融資対象物完了届

年 月 日付け新 第 号の2により，新潟市工業振興資金の融資対象者として認定を受け，金融機関から融資実行を受けましたが，取得が完了しましたので，関係書類を添えて報告します。

記

1 取扱金融機関

2 融資額 千円

3 融資実行年月日 年 月 日

4 添付書類

- ☐ 土地，建物の登記事項証明書
- ☐ 支払領収書の写し
- ☐ 小規模企業者等設備資金貸付決定通知の写し

取扱金融機関名

(担当者名)

年 月 日付けで審査結果の報告をした新潟市工業振興資金の融資について、下記のとおり実行しましたので報告します。

融 資 対象者	住所（所在地）		区 分	☐ 工 場 等
	商号（法人名）			☐ 新 増 設
	氏名（代表者名）			☐ 設備近代化
融資額	千円	融資期間	年 月 日から 年 月 日まで	
融資利率	%	据置期間	か月	
返済方法	☐ 毎月元金均等返済 ☐ その他（ ）			
信用保証	☐ 有 ☐ 無	初回返済金額	千円	
返済回数	回	均等返済金額	千円	
初回返済日	年 月 日	最終返済金額	千円	

年 月 日

（宛先）新潟市長

住所（所在地）
商号（法人名）
氏名（代表者名） 印
電話番号

融資期間延長の承認申請書

年 月 日融資の新潟市工業振興資金につきまして、下記のとおり融資期間延長の承認を受けたいので、関係書類を添えて申請いたします。

記

融 資 内 容	取扱金融機関名				区 分	☐ 工場等 新 増 設 ☐ 設備近代化
	融資額	千円	融資利率	%		
	融資期間	年 月 日 ～ 年 月 日				
変 更 内 容	元金残高	円				
	延長後融資期間	年 月 日 ～ 年 月 日				
	変更後返済方法					
	延長理由					

※ 取扱金融機関の意見書並びに事業の現状，見通し，資金計画等を添付のこと。

新 第 号の 2
年 月 日

様

新潟市長
(担当)

融資期間延長の承認通知書

年 月 日付けで下記融資対象者から申請のありました融資期間の延長について、申請どおり承認したので、通知します。

記

融 資 対象者	住所（所在地）	区 分	☐ 工 場 等 新 増 設 ☐ 設備近代化
	商号（法人名）		
	氏名（代表者名）		
変 更 内 容	元金残高	円	
	延長後融資期間	年 月 日 ～ 年 月 日	
	延長後返済方法		
決定条件			
その他			

電話番号

年 月

所 在 地	地 番	地 目	地 積
新潟市			m ²

様式第 12 号（第 10 条の 2 関係）

年 月 日

（宛先）新潟市長

住所（所在地）

商号（法人名）

氏名（代表者名）

印

電話番号

操業開始期間延長の承認申請書

- 1 申請企業の事業の現状
- 2 新たに設定する操業開始予定時期
- 3 操業開始予定時期を変更する理由
- 4 操業開始予定時期の変更に伴う資金計画
- 5 取扱金融機関の意見

取扱金融機関

（本支店長）

印